



訪問介護サービスセンターあかかみ 利用料金

〔訪問介護〕

◆基本料金（要介護1～5）

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上
	268円	426円	624円
生活援助	20分以上45分未満		45分以上
	197円		242円
特別地域訪問介護加算		所定サービス費に 15%加算/月	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定サービス費に 24.5%加算/月	

※基本単位に特定事業者加算（Ⅱ）10%が加算された金額です。

※特別地域加算減額認定証がある方は、10%減額されます。

※通常は1割負担ですが、一定以上所得のある方は2割又は3割負担となります。

◆個別の状態・状況に応じて必要となる可能性がある料金

初回加算	200円/月
緊急時訪問介護加算	100円/回

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

※訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の利用料金30%減額されます。

※2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

※2人の訪問介護員でサービスを行う場合

- ・利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

◆その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担となります。

〔介護予防・日常生活支援総合事業（訪問介護相当サービス）〕

◆基本料金（要支援１・２・事業対象者）

区分	要支援１・２・事業対象者		要支援２・事業対象者
利用料	１，１７６円／月 （週１回程度）	２，３４９円／月 （週２回程度）	３，７２７円／月 （週２回を超える程度）
特別地域訪問介護加算	所定サービス費に １５％加算／月		
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定サービス費に ２４．５％加算／月		

※特別地域加算減額認定証がある方は、１０％減額されます。

※通常は１割ですが、一定以上所得のある方は２割又は３割負担となります。

◆個別の状況に応じて必要となる可能性がある料金

初回加算	２００円／月
------	--------

※通常は１割ですが、一定以上所得のある方は２割又は３割負担となります。